

令和6年度 事業計画書

【事業活動の方針】

暴力団追放のための広報啓発活動及び暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援並びに暴力団排除活動の支援事業の推進

	項 目	推 進 事 項
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌「暴追画報」の作成と啓発DVDの作成</li> <li>・ 大阪シティバス等への広報ポスターの掲載</li> <li>・ 屋外広告看板等を活用した暴排広報の実施</li> <li>・ 改正暴排条例の周知のためのポスター等作成</li> </ul>
2	暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の各種催し等における暴排活動の支援</li> <li>・ 他機関主催のキャンペーンへの積極的な参加</li> <li>・ 適時適所における暴排広報グッズの配布</li> </ul>
3	暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者の立場に立った丁寧な取扱い</li> <li>・ 問題解決に向けた警察及び民暴委員会との連携</li> <li>・ 継続案件に対する経過確認と適正処理</li> </ul>
4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪少年補導協会等との連携による情報の交換</li> <li>・ 広報誌「未来ある君へ！」の新規作成</li> <li>・ 大阪府警少年課・薬物対策課と協賛によるバンパー広告の実施</li> </ul>
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察及び社会復帰アドバイザーとの連携</li> <li>・ 協賛企業の偏りのない（土木建築以外）業種の勧誘</li> <li>・ 大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会総会の開催</li> <li>・ 関係機関との連携による就労支援と口座開設</li> </ul>
6	暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏を確保するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格都道府県センター制度の周知徹底</li> <li>・ 適格都道府県センターとして事務所使用禁止仮処分申立活動の推進</li> <li>・ 事務所撤去に向けた住民運動に対する積極的な支援</li> </ul>
7	暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当要求防止責任者講習内容の充実</li> <li>・ オンラインによる講習の更なる推進</li> <li>・ 定期講習修了者への特別なグッズの配布等、受講者の増員に向けた施策の実施</li> <li>・ 行政や各種企業の不当要求対策講習会への積極的な参加</li> </ul>
8	不当要求情報管理機関に対する業務の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当要求情報管理機関、警察、民暴弁護士との研修会の開催</li> <li>・ 「暴力団情勢と対策 2024」等各種暴力団情報誌の配布と適時の情報提供</li> </ul>

9	暴力団員からの被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターに設けられた支援業務の周知徹底</li> <li>・暴力団犯罪被害者等給付金制度の積極的な適用</li> <li>・刑事と民事による法的対応への支援活動</li> <li>・警察、民暴弁護士との密度の高い連携</li> </ul>
10	少年指導委員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年指導委員等に対する研修会の実施と資料の配布</li> <li>・警察、少年指導委員等との意見交換会への参加による連携強化</li> </ul>
11	その他の必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団追放府民大会の開催</li> <li>・暴力追放セミナーの開催</li> <li>・民事介入暴力特別相談所の開設</li> </ul>